連一載



監査報告に関する国際動向④ 英国財務報告評議会「長文化した 監査報告書:適用初年度の経験のレビュー」

近年、長文式の監査報告書に係る監査基準の改正が世界中において議論されており、最近では、国際監査・保証 基準審議会(IAASB)が、2015年1月に関連基準の最終版を公表している。

一方で、英国においては、監査基準の改訂により既に長文化した監査報告書(Extended Auditor's Report)が導入され、2013年12月期の監査からその発行が本格的に開始されている。前々稿¹と前稿²の2回にわたり、英国における監査報告書に係る検討の経緯を紹介してきたが、本稿では、英国財務報告評議会(FRC)が2015年3月に公表した、英国における長文化した監査報告書の適用初年度の状況について調査した報告書「長文化した監査報告書:適用初年度の経験のレビュー(Extended auditor's reports: A review of experience in the first year)」³の内容について紹介する。なお、本稿は海外の文献を基礎として作成しているが、筆者による解釈が含まれることを申し添える。



背 景

2012年の英国コーポレート・ガバナンス・コード(以下「コード」という。)の改訂により、以下が規定された。

- ・ 取締役会は、会社の現状及び展 望に関する、公正であり、バラン スがとれ、かつ理解可能な評価を 示さなければならない。
- ・ 取締役会は、年次報告書及び財務諸表が公正であり、バランスがとれ、かつ理解可能であると判断している旨を、年次報告書に記載しなければならない。
- ・ 年次報告書に、監査委員会がその責務に関連して行った作業について説明する区分(以下「監査委員会による報告」という。)を設け、監査委員会が重要と判断した財務諸表に関連する事項及びそれにどう対応したか等の説明を記載しなければならない。

監査基準においては、コードに準拠している会社の監査報告書を対象に、以下の新しい要求事項が導入された。

- ・ 監査人は、年次報告書に含まれるその他の財務情報及び非財務情報(上記の取締役会による記載及び監査委員会による報告を含む。)を通読する際に監査した財務諸表と重要な相違がある情報を識別した場合、又は監査の過程で得た知識に基づくと明らかに誤っている若しくは当該知識と重要な相違がある情報を識別した場合、監査報告書において報告しなければならない。
- ・ 監査人は、例外的報告事項として、これらに関する適切な結論を記載しなければならない。監査人は、監査委員会による報告において、監査人が監査委員会にコミュニケーションを行い、かつ監査人が開示されるべきと判断した事項が適切に開示されていない場合に

も、当該情報を監査報告書に含めなければならない(国際監査基準(英国及びアイルランド)700(以下「ISA(UK&I)700」という。)第22A-B項)。

さらに、2013年の監査基準の改訂により、監査の透明性を高めるため、 監査報告書に以下の3つを記載する ことが要求された(ISA(UK&I)700 第19A項)。

- (a) 監査人が識別し評価した重要な 虚偽表示リスクのうち、監査の基 本的な方針、監査資源の配置、及 び監査チームの作業の方向性に最 も重要な影響を与えたものについ ての記述(以下「3. 重要な虚偽 表示リスクに関する記載」を参照)
- (b) 監査の計画及び実施において重要性の概念をどのように適用したのかの説明。当該説明において、財務諸表全体に対する重要性を監査人が判断するための基準値を明記しなければならない(以下「4.重要性に関する記載」を参照)

(c) 監査の範囲の概要((a)に基づき 記載した評価した重要な虚偽表示 リスクにどう対応したか及び(b)に 基づき記載した重要性の概念の適 用によってどのような影響を受け たかの説明を含む。)(以下「5. 監査の範囲に関する記載 | を参照) これらの監査報告に係る規定は、 2012年10月1日以降開始事業年度の 財務諸表の監査から適用されている。 本報告書は、上記の監査基準の変更 により導入された「長文化した監査 報告書」の適用状況について調査し たものである。

調查対象

財務報告評議会 (FRC) は、2014 年7月から9月にかけて、発行され ていた長文化した監査報告書153通 を対象に詳細な分析を実施した。調 査対象の監査報告書の抽出は、特定 の技法に基づき行ったものではない が、様々な業種の会社に対する監査 報告書を対象とすること、また、大 規模会社の財務諸表に対する監査報 告書を中心に抽出することを考慮し て行った。結果、調査対象とした153 通の監査報告書は、2通を除き全て 英国メイン・マーケット上場会社に 対する監査報告書であり、内訳は、 FTSE100構成銘柄の会社が63社(41 %)、FTSE250構成銘柄の会社が90 社(59%)となっている5。



重要な虚偽表示リスク に関する記載

(1) 記載された重要な虚偽表示リス クの数

監査報告書に記載された重要な虚 偽表示リスクの数は、1個から10個 の間であり、平均数は4.2個であっ

た。また、FTSE100構成銘柄の会社 の監査報告書(平均数5.0個)のほ うが、FTSE250構成銘柄の会社の監 査報告書(平均数3.6個)より記載 されたリスクの数は多かった。この 理由について、正式な調査を行った わけではないが、可能性のある理由 としては、FTSE100構成銘柄の会社 のほうが、FTSE250構成銘柄の会社 に比して平均的に規模が大きく複雑 性が高いため、記載される重要な虚 偽表示リスクの数も多かったことが 考えられる。

監査報告書の一部には、監査基準 において特別な検討を必要とするリ スクとして扱われていることを理由 に、収益認識における不正リスク及 び経営者による内部統制を無効化す るリスク(以下「標準リスク(standard risk)」という。) について記載 しているものがあった。しかしなが ら、財務報告評議会(FRC)は、監 査基準で定義されている特別な検討 を必要とするリスクを、監査報告書 に当然に記載が求められる重要な虚 偽表示リスクとして扱うことは意図 していない。要求事項の趣旨は、監 査人に対して、重要な虚偽表示リス クのうち、監査の基本的な方針、監 査資源の配置、及び監査チームの作 業の方向性に最も重要な影響を与え たものを、監査報告書に記載させる ことである。

次頁の表1において、監査報告書 に記載された重要な虚偽表示リスク の数を、業種別に分析している。

(2) 記載された重要な虚偽表示リス クの内容

次頁の表2に示すとおり、監査報 告書に記載された重要な虚偽表示リ スクの内容は様々であった。調査対 象とした監査報告書には、全部で

650個の重要な虚偽表示リスクが記 載されていたが、このうち、上位15 件(表2の「保険」まで)が全体の 87% (565個) を構成しており、ま た、最も多かった「資産の減損」及 び3番目に多かった「のれんの減損」 の2つで、全体の23%を構成してい た。2番目に多かったのは「税務」 であり、海外税務や繰延税金資産の 回収可能性等の問題が扱われていた。 一方、「金融商品」は全体の3%と 低くなっているが、この理由として は、分析上、減損の項目に含まれる ものがあること、また、調査対象に、 銀行の財務諸表に対する監査報告書 が少なかったことが考えられる。

本稿の最後の付録において、標準 リスク以外で、記載が多かった重要 な虚偽表示リスクの内容上位4つに ついて、監査報告書の記述の実例を 示している。

(3) 重要な虚偽表示リスクの記述の 詳細さ(granularity)

ISA (UK&I) 700では、財務諸表 利用者にとって有益な記述とするた め、監査対象企業に特有の状況に直 接関連付けた記述とし、標準文言に よる一般的又は抽象的な記述としな いことが要求されている。財務報告 評議会(FRC)は、調査対象とした 監査報告書における重要な虚偽表示 リスクの記述の詳細さについて評価 を行った(ただし、当該評価は、必 然的に主観的なものではある。)。評 価の結果、記載された重要な虚偽表 示リスクのうち61%は、監査対象企 業に特有の状況について記述したよ り詳細な記述となっているが、39% は、標準文言を使用したより一般的 な記述となっていると結論付けた。 適用2年目以降は、監査責任者は、 リスクの記述が十分に詳細かどうか

(表1:監査報告書に記載された重要な虚偽表示リスクの数の業種別による分析)

	FTSE100構成銘柄会社		FTSE250構成銘柄会社			全ての会社 (FTSE350)			
業種		平均!	平均リスク数		平均リスク数			平均リスク数	
木性	会社数全リ	全リスク	標準リスク 以外	会社数	全リスク	標準リスク 以外	会社数	全リスク	標準リスク 以外
銀行・金融サービス	5	5.8	4.8	12	3.4	3.0	17	4.1	3.5
素材産業	2	5.0	5.0	3	2.7	2.0	5	3.6	2.8
ビジネスサービス	1	4.0	4.0	-	1	-	1	4.0	4.0
不動産	2	3.0	3.0	9	3.8	2.4	11	3.6	2.5
建設	1	2.0	2.0	4	3.0	3.0	5	2.8	2.8
消費財・サービス	15	5.0	4.5	15	4.5	3.8	30	4.6	3.7
医療	3	4.7	4.7	1	1.0	1.0	4	3.8	3.3
産業用機械	4	6.0	6.0	13	3.4	3.0	17	4.1	3.7
情報技術	2	4.5	2.5	5	3.6	2.8	7	3.9	2.7
保険	5	5.4	4.2	3	2.7	2.0	8	4.5	3.4
金属鉱業	-	-	-	2	4.5	4.5	2	4.5	4.5
天然資源	10	5.2	4.7	9	3.8	3.4	19	4.4	4.0
石油ガス	1	8.0	8.0	1	6.0	4.0	2	7.0	5.5
規制当局/職業会計士 団体	-	-	-	2	3.0	2.5	2	3.0	2.5
小売	6	5.3	4.6	4	3.4	3.0	10	4.7	3.6
支援サービス	4	4.0	3.3	3	3.7	2.3	7	3.9	2.9
通信	2	6.5	6.5	3	4.7	4.0	5	5.4	4.4
電力・ガス・水道	-	-	-	1	4.0	4.0	1	4.0	4.0
会社数合計	63			90			153		
業種別平均リスク数		5.0	4.5		3.6	3.0		4.2	3.5

(表2:記載された重要な虚偽表示リスクの内容の分析)

No.	重要な虚偽表示リスクの内容	記載数	No.	重要な虚偽表示リスクの内容	記載数
1	資産の減損	86	16	長期契約の会計処理	9
2	税務	70	17	例外項目	8
3	のれんの減損	66	17	処分	8
4	経営者による内部統制の無効化	57	17	資本化	8
5	収益認識における不正	51	20	継続企業	6
6	収益(不正以外)	49	20	売上債権	6
7	引当金	41	22	採掘/石油/ガスの会計処理	5
8	年金	28	22	内部統制	5
9	取得	20	24	売却目的資産	4
9	投資	20	24	見越計上	4
9	投資の評価	20	24	サプライヤーのインセンティブ、リベート及び割引	4
12	金融商品	18	27	開発費用	3
13	法務引当金	17	28	株式報酬	2
14	不動産の評価	12		その他	13
15	保険	10		合計	650

(表 3 :ISA(UK&I)700 第19A項(b)及びA13B項に示されている事項の監査報告書における記載状況)

内容	監査報告書における記載状況
重要性の基準値(第19A項(b))	153社全社の監査報告書で記載
特定の取引種類、勘定残高又は開示等に対する重要性の基準値(A13B項)	153社中5社の監査報告書で記載
手続実施上の重要性(A13B項)	153社中25社の監査報告書で記載
監査の進捗に伴い行われた重要性の基準値の大きな修正(A13B項)	記載事例なし
監査委員会に報告する未修正の虚偽表示の大きさ(A13B項)	多くの記載事例あり 平均値は重要性の基準値の 4 %
監査人による重要性の評価における質的な内容に関する重要な検討(A13B項)	記載事例なし

を検討したいと考えるかもしれない。



重要性に関する記載

(1) 背景

ISA (UK&I) 700の要求事項(第 19A項 (b)) は、「監査の計画及び 実施において重要性の概念をどのよ うに適用したのかの説明を記載しな ければならない」という一般的な規 定となっており、これに関して具体 的に要求されているのは、財務諸表 全体において重要であると判断する 虚偽表示の金額(重要性の基準値) を明記することのみである。また、 ISA(UK&I) 700のA13B項では、監 査人が、「重要性の概念をどのよう に適用したのかの説明」として監査 報告書に記載することのある事項と して5つが例示されている。調査対 象とした監査報告書の全てが要求事 項の規定は満たしていたが、A13B 項の5つの例示項目が監査報告書に 記載されているかどうかは、表3に 示すとおり様々であった。

(2) 重要性の基準値の決定において 使用した指標、適用した割合、指 標の選択の理由

ISA (UK&I) 700に例示されてい るものではないが、調査対象の153 社の監査報告書のうち、148社 (97%) の監査報告書において、監査人が重 要性の基準値の決定において使用し

た指標が記載されていた。また、128 社(84%)の監査報告書において、 選択した指標に対して監査人が適用 した割合、37社(24%)の監査報告 書において、当該指標を選択した理 由が記載されていた。指標と割合の 記載内容として最も多かったのは、 「税引前利益又は修正後税引前利益 の5%」というものであった。

重要性の基準値の決定において使 用されていた指標は、表4に示すと おり様々であり、また、同様の指標 が使用される場合でも、当該指標に 対して適用する割合は様々であるこ とも分かった。監査報告書に指標や 割合の選択の理由の記載は要求され ていないため、このような幅が生じ る原因は判明しないが、重要性の決 定における監査人の判断の度合いは 非常に大きいことが分かった。



(1) 第19A項の開示の順序

財務報告評議会 (FRC) は、ISA (UK&I) 700において、第19A項で 監査報告書に記載が要求されている 3つの項目(①重要な虚偽表示リス ク、②重要性、③監査の範囲)の記 載順序について明示的に規定はして いないものの、第19A項のとおりの 順序で記載されることを想定してい た。これは、監査の範囲の記述には、 記載した重要な虚偽表示リスクにど う対応したか及び重要性の適用によっ てどのような影響を受けたかの説明 が含まれるため、当該順序で記載さ れるのが論理的であると考えている ためである。しかしながら、調査対 象の全ての監査報告書が当該順序で 記載していたわけではなかった。こ

(表4:重要性の基準値の決定に使用されていた指標)

使用されていた指標	会社数
修正後税引前利益	76
税引前利益	46
収益	7
総資産	8
資本	6
総計上収入保険料	2
非流動資産	1
総費用	1
記載なし	6
合計	153

の理由の1つは、多くの監査報告書が、重要な虚偽表示リスクと監査の 範囲が当該リスクにどう対応したか を表形式を使用して関連付けて記載 していたためと考えられる。

(2) 監査の範囲の記述における重要 な虚偽表示リスク及び重要性の適 用についての説明

監査の範囲の記述には、記載した 重要な虚偽表示リスクにどのように 対応したか及び重要性の適用によっ てどのような影響を受けたかの説明 を含めることが要求されている。財 務報告評議会(FRC)は、調査対象 とした監査報告書の監査の範囲の記 述における、重要な虚偽表示リスク への対応や重要性の適用による影響 の記載状況について評価を行った。 当該評価は必然的に主観的なもので はあるが、総合的にみて、当該要求 事項にはより注意が払われるべきで あることが判明した。調査対象の監 査報告書のうち56%においては、監 香の範囲の記述において、重要な虚 偽表示リスクへの対応及び重要性の 適用による影響について総合的な説 明が行われていた。一方、24%にお いては、適切ではあるものの要求事 項を実質的ではなく形式的に満たす 形での説明が行われており、残りの 20%においては、要求事項の趣旨が 十分に達成されていないことが判明 した。

財務報告評議会(FRC)が監査報告書の記述に「良い(good)」以外の評価をした主な理由は下記であった。

- 重要な虚偽表示リスク及び重要性の適用に関する記述の前に監査 の範囲の記述がなされ、関連付け がなされていない。
- 標準リスクの記述が過度に重視

されている。

ただし、今回の調査は適用初年度に関するものであるため、財務報告評議会(FRC)は、全体的にみて、合理的な結果であったと考えている。

(3) 監査の範囲の記述において使用されていた指標

監査の範囲を記述するために使用 されていた指標は、以下の表 5 に示 すとおりであった。

6

監査報告書における継 続企業に関する記載

監査人は、継続企業に関しては、 上場規則に基づき、コードの関連規 定を会社が遵守しているかを検討し、 報告すべき事項があった場合にのみ、 監査報告書において発見事項を報告 することが求められているのみであ る。しかしながら、調査対象の153 社のうち、89社(58%)の監査報告 書において、継続企業に関する区分 が別に設けられ、継続企業に関する 取締役の責任や監査人の責任等につ いて記載されていた。財務報告評議 会 (FRC) は、2014年9月に継続企 業とリスクマネジメントに関連して コード及び監査基準の改訂を行い、 継続企業を前提とした財務諸表の作 成と、持続性(viability)に関する より長期的な評価の概念を区別して いる。これに関連して、監査報告書 の記述も、今後、さらに革新が行わ れるであろうと想定される。



監査意見の位置

財務報告評議会(FRC)は、最近のISA(UK&I)700の改訂において、監査報告書における監査意見の記載位置に関しては特に何も変更を行っておらず、また、ISA(UK&I)700は、監査報告書の記載項目の順序については特に要求事項を設けていない。ただし、財務報告評議会(FRC)は、規範性はないものの監査報告書の記載例を公表しており、当該記載例では、序説、取締役及び監査人の責任、監査の範囲の記述の後に、監査意見の区分を設けている。

しかしながら、調査対象とした監査報告書の多くが、監査報告書の構成を見直し、監査意見を最初に記載していた。これは、国際監査・保証基準審議会(IAASB)が行っている監査報告書の変更の影響を受けているものと考えられる。

8

表やグラフの使用

ほとんど全ての場合において、長文化した監査報告書の導入は、監査報告書の表示方法を向上させる機会としてとらえられていた。特に目立ったのは、重要な虚偽表示リスクの記述及び監査の範囲の記述における当該リスクにどのように対応したのかの説明を、表形式を使用して関連付

(表5:監査の範囲の記述において使用されていた指標の分析)

指標の内容	当該指数が使用されていた 監査報告書(社)	調査対象全体(153社)に 占める割合		
収益に対するカバレッジ	87	57%		
総資産に対するカバレッジ	75	49%		
税引前利益又はその他の利 益に関する指標	97	63%		
その他	14	9%		

けて説明する方法だった。また、一 部の監査報告書においては、表の中 に、財務諸表や監査委員会による報 告等、年次報告書における関連する 記述への参照を設けているものもあっ た。より斬新的な方法が使用された 監査報告書もあり、例えば、重要性 の適用に関する記述において、監査 人が適用した指標と財務諸表全体に 対する重要性の基準値等の関係を棒 グラフで表したものや、監査の範囲 の記述において、グループ監査にお けるカバレッジを円グラフで表した ものがあった。

監査委員会による財務 9 諸表に関連する重要な 事項の報告

(1) コードと英国監査基準における 要求事項の関係

コードでは、年次報告書において、 監査委員会による報告を設け、監査 委員会が重要と判断した財務諸表に 関連する事項及びそれにどのように 対応したか等を記載することが要求 されている。監査基準において、監 査人は、監査委員会とコミュニケー ションを行う事項に「財務報告に関 連するビジネスリスク及び重要性の 適用、並びにそれらに関する監査人 の判断が、監査の基本的な方針、監 査計画及び識別した虚偽表示の評価 に与える影響」を含めることが要求 されており、監査人から監査委員会 ヘコミュニケーションされた内容は、 監査委員会による報告の記述におい て考慮されることになる。

監査委員会が報告する「重要と判 断した財務諸表に関連する事項」は、 監査人が長文化した監査報告書にお いて記載する「重要な虚偽表示リス ク」と必ず全く同じになることは想 定されていないものの、両者の記述

は密接に関連付くと想定するのが合 理的である。そこで、財務報告評議 会(FRC)は、監査委員会による報 告と長文化した監査報告書の記載内 容の関連性について調査した。

(2) 数値的な分析

調査対象の監査報告書の会社に関 して、監査委員会による報告に記載 されていた「重要と判断した財務諸 表に関連する事項」と、監査報告書 における重要な虚偽表示リスクの記 載とを比較した結果は、次頁の表6 のとおりだった。監査委員会による 報告において記載されていた事項の 平均数は4.3個であり、これは監査 報告書に記載されていた重要な虚偽 表示リスクの数の平均数である4.2 個とほぼ同じであった。しかしなが ら、監査委員会が監査委員会による 報告において記載した事項のうち、 監査人も重要な虚偽表示リスクとし て監査報告書で記載していた項目が 占める割合は、平均で74%であった。

監査基準にもコードにも、監査報 告書における重要な虚偽表示リスク の記述と監査委員会による報告にお ける「重要と判断した財務諸表に関 連する事項」の記述を全く同じにす ることを求める規定はない。両者の 記述が異なっている場合はあるもの の、74%の一致というのは、財務報 告評議会(FRC)の想定の範囲内で あった。

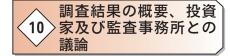
(3) 主観的な分析

ほとんど全ての場合において、監 査委員会による報告における「重要 と判断した財務諸表に関連する事項」 の記述のほうが、監査報告書におけ る重要な虚偽表示リスクの記述に比 して簡潔であった。監査報告書にお いては、多くの場合、表を利用して 当該リスクへの監査上の対応が記載

されていることが、記述の長さが異 なる大きな理由であった。

財務報告評議会 (FRC) は、監査 委員会による報告と監査報告書が互 いに補完しあい、重要な事項や重要 な虚偽表示リスクに関するコミュニ ケーションを行っているかどうかに ついての分析を行った(ただし、当 該分析は主観的なものである。)。結 果、調査対象の153社のうち、138社 (90%) において、監査報告書が監 査委員会による報告をうまく補完し ていると結論付けた。

財務報告評議会(FRC)はさらに、 一般に、監査報告書における重要な 虚偽表示リスクの記述のほうが、監 査委員会による報告における重要と 判断した事項の記述に比して情報価 値があるように思われると結論付け た(調査対象全体では56%、FTSE 100構成銘柄会社においては77%)。



(1) 調査結果の概要

本調査の結果、監査人は、新しい 要求事項を満たすだけでなく、多く の場合において、財務報告評議会 (FRC) が要求している事項を超え た監査報告書の変更の取組みを自主 的に行っていること、変更内容はと きに非常に斬新的(radical)である ことが分かった。また、各監査事務 所が長文化した監査報告書に対して 異なるアプローチを採用しており、 結果、様々な革新が行われているこ とが分かった。財務報告評議会 (FRC) は、これらの革新の程度や 様々なアプローチが採用されている ことを非常に前向きにとらえている。

特に大きな革新が行われていたの は、以下の領域であった。

業種	監査委員会が報告した 事項の平均数(1)	監査報告書に記載され た重要な虚偽表示リス クの平均数(2)	監査委員会と監査人の 両者が共通して記載し ていた事項/リスクの 平均数(3)	(1)に占める(3)の割合				
銀行・金融サービス	4.4	4.0	3.1	70%				
素材産業	3.4	3.6	2.8	82%				
ビジネスサービス	6.0	4.0	4.0	67%				
不動産	3.8	3.6	2.4	63%				
建設	3.4	2.8	2.2	65%				
消費財・サービス	4.6	4.6	3.4	74%				
医療	5.0	3.8	3.3	66%				
産業用機械	4.2	4.1	3.6	86%				
情報技術	4.3	3.9	3.4	79%				
保険	4.1	4.5	3.3	80%				
金属鉱業	6.0	4.5	4.5	75%				
天然資源	4.3	4.4	3.4	79%				
石油ガス	4.5	7.0	3.5	78%				
規制当局/職業会計士団体	4.0	3.0	1.0	25%				
小売	5.1	4.7	3.3	65%				
支援サービス	3.7	3.9	3.3	89%				
通信	4.2	5.4	3.8	90%				
電力・ガス・水道	3.0	4.0	3.0	100%				
全会社平均	4.3	4.2	3.2	74%				

(表6:監査委員会が報告した事項と監査報告書における重要な虚偽表示リスクの記述の分析)

- ・ 重要性の基準値の決定における 適用した指標の開示。
- ・ 監査委員会に対して報告する未 修正の虚偽表示の大きさの開示。
- 重要な虚偽表示リスクに関する 発見事項を詳細に記載する。
- 監査の範囲の決定プロセスに関する詳細な説明を記載する。
- ・ 表やグラフを利用して監査報告 書の表示方法を向上させる。
- 監査意見を最初に記載する。
- ・ 監査の範囲に関する一般的な記述はウェブサイトから参照する。 一方で、調査の結果、より強化が可能と考えられる領域として以下が識別された。
- 重要な虚偽表示リスクに関する 記述の詳細さを高める(より企業 に特有な記述とする。)。

- ・ 重要性の適用についての記述を 強化し、特定の指標や割合を選択 した理由や重要性に関するその他 の側面について説明する。
- ・ 財務諸表の重要な虚偽表示リス ク及び重要性に関する記述と、監 査の範囲に関する記述における、 重要な虚偽表示リスクへの対応や 重要性の適用による影響について の記述を明確に関連付ける。

(2) 投資家及び監査事務所との対話

財務報告評議会(FRC)は、調査 の後、投資家及び監査事務所と複数 回の会合を行った。当該会合の目的 は、調査結果について議論し、それ ぞれの立場からみた、長文化した監 査報告書の導入初年度の印象につい て、また、2年目以降の計画や要望 についての意見を聞くことであった。 投資家及び監査事務所の双方から、新しい要求事項の枠組みの範囲内でさらに行うことが可能と考える強化として、上記(1)に記載したより強化が可能であると考えられる領域に加えて、以下が挙げられた。

- 重要性の適用の定性的な側面に 関する情報をもっと記載する。
- 期間比較ができるような情報を記載する。

その他、より革新的な提案として、 以下の意見があった。

- ・ 監査報告書又は監査委員会による報告のいずれかに、監査報告書で記載されている重要な虚偽表示リスクが監査委員会による報告において記載されていない場合にはそれに関する説明を設ける。
- 業績速報(preliminary announce-

ment) にも、長文化した監査報 告書に含まれる情報を記載する

- 事業年度終了前に監査計画を公 表し、監査の範囲に関して株主が 事前に意見を述べられるようにする。
- 会社のシステムの品質から生じ る事項についての報告をより行う ように促す。

最も興味深い革新の1つである、 監査報告書に発見事項の記載がなさ れている事例があることに関しては、 投資家は当該取組みを一般的に支持 していたものの、一部の監査委員会 からは否定的な意見があったほか、

監査事務所の一部からは、監査人保 護のためセーフ・ハーバーの規定が 必要との指摘があった。

11` 〉最後に

調査結果からは、英国における長 文化した監査報告書の適用状況は、 投資家等の利害関係者から概して好 意的に受け止められており、監査人 も、変化に対して積極的に取り組ん でいることが示されているといえよ う。2016年中には、社会的影響度の 高い事業体に関する法定監査に関す

る規則が適用され、欧州各国におい て、新しい監査報告書の実務への適 用が開始されることになる。もちろ ん、英国での展開は、英国における 法体系等を前提としたものであり、 他国に必ずしも当てはまるものでは ないが、英国での先行事例を受けて、 関連する世界諸国での動向が今後ど のような展開をみせるのか、引き続 き、注視が必要と考える。

(日本公認会計士協会研究員 甲斐幸子)

(付録) 記載が多かった上位4つの重要な虚偽表示リスク(標準リスク以外)の記述の実例 【資産の減損(のれん以外)】

有形固定資産の減損(当期減損損失計上額5.3百万ポンド、期末帳簿価額268百万ポンド)

リスク-

景気や競争環境は、グループにとって、引き続き、厳しいものとなっている。グループは、戦略的レビュー(詳細 は中間報告書において公表している。)を完了し、その結果、事業の一部の廃止又は縮小を決定した。したがって、 減損損失に虚偽表示が生じるリスクがある。減損の判断には、将来キャッシュ・フローの予想及び割引並びに回収 可能価額の見積りが伴い、固有の不確実性がある。これらは、我々が監査上重点を置いた、主な判断の領域の1つ である。

我々の対応-

我々の監査手続には、特に、以下の様々な種類の資産に伴う減損のリスクについて検討することが含まれる。

- 取引を継続する店舗内資産に関して、我々は、グループの減損モデルを批判的に評価し検討した(challenge)。 これには、店舗ごとの割引後キャッシュ・フローの予測の検討、及び各店舗の過去の業績やグループの予算に照 らしたキャッシュ・フローの予測の評価が含まれる。我々は、他の国内の類似の小売業者とのベンチマーキング を含め、割引率の適切性の評価を実施した。また、我々は、主要な仮定(成長率及び割引率含む)の感応度を評 価するため、減損モデルの再計算を行った。
- ……(以下省略)

(業種:小売)

【のれんの減損】

我々の監査の範囲が重点を置いた領域にどう対応したか 重点を置いた領域 のれんの減損の検討 我々は、グループが保有するのれん及び取得無形資産の重

要性を考慮し、当該領域に重点を置いた。資金生成単位 (CGUs) の識別及び集計並びにのれんの年次の減損テスト に使用される仮定には、判断を伴う。

我々は、予測、市況及び感応度分析の評価並びに過去に実施さ れた予測や予算の適切性の評価を通じて、CGUsの識別及び集計 について検討し基礎となる仮定を評価することにより、経営者 による減損の分析を検証した。我々は、経営者による割引率及 び永久成長率の計算を評価し、評価モデルの適切性を検証した。

(業種:消費財・サービス)

【税務】

損失を発生原因とする繰延税金資産の帳簿価額の評価。我々は、繰延税金資産の認識の裏付けとなる適切な将来の課税所得 の発生の可能性に関連して、予測モデルの適切性を評価し、また経営者の仮定及び見積りの適切性を検討した。我々は、過 去の予測の適切性及び予測モデルの完全性を評価し、これらの手続の結果、グループが、将来の期間にわたって支払税金を 減額する効果を得ることができるかどうかについての、我々自身の見解を形成した。

(業種:消費財・サービス)

【収益認識】

リスク

以下に関する収益認識

- 重要な長期契約:貸借対照表日時点における契約の完了 割合及び契約の完了に関するリスクの判断に伴う財務諸表 への影響に起因する
- 製品の引渡し:リスクと経済価値の移転、よって収益を 認識すべき適切な時期に関連した、契約条項の複雑性に起 因する

我々の監査の範囲が当該リスクにどう対応したか

我々は、長期契約の会計処理に係る内部統制の整備及び運用 状況の適切性を評価した。我々は、現時点で認識されている 収益及び利益が、契約の進捗度合に関する経営者の現在の最 善の見積りに基づいていることを確認するため、契約のリス ク・レジスター及び契約の進捗状況を示す証拠を検証した。 我々は、署名された契約書及び直近のプロジェクト状況報告 書を含めた証拠に参照したり、契約エンジニアと契約の進捗 状況及び将来のリスクについて討議することにより、経営者 の仮定について理解し、また批判的に評価した(challenge)。 また、我々は、過年度の経営者の見積りの検討を通じて、経 営者の見積りの信頼性を評価した。

複雑な契約から生じる収益の期間帰属が不適切となるリスク に対応して、我々は、特定の契約条項がどのように把握され 適切な収益認識の方針が適用されるのかを理解するため、契 約に関連する証拠を検証した。また、我々は、事業年度末の 前後に認識された売上について、関連する適切な契約条項が 満たされ、当該契約に伴うリスクと経済価値が顧客に移転し たことを、試査により検証した。我々は、収益が適切な期間 に認識されていることを確かめるため、出荷書類又は顧客の 受諾(利用可能な場合)等、外部の証拠を利用した。

(業種:産業用機械(軍事産業))

〈注〉

- 1 『会計・監査ジャーナル』 2015 年2月号記事「連載 監査報告に 関する国際動向② 英国における 監査報告書に係る検討について一 ①金融危機発生前」
- 2 『会計・監査ジャーナル』 2015 年5月号記事「連載 監査報告に 関する国際動向③ 英国における 監査報告書に係る検討について一 ②金融危機発生以降」
- 3 原文は以下の財務報告評議会 (FRC) ウェブサイトからダウン ロード可能である。

https://www.frc.org.uk/Our-Work /Publications/Audit-and-Assuranc e-Team/Extended-auditor-s-report

s-A-review-of-experience.pdf

- 4 改訂内容の詳細については、前々 稿(本誌2015年2月号)及び前稿 (本誌2015年5月号)を参照され たい。
- 5 上場会社以外は、財務報告評議 会 (FRC) 及びイングランド・ウェー ルズ勅許会計士協会(ICAEW) の財務諸表である。これらは、簡 略化のため、FTSE250構成銘柄の 会社に含めて分析されている。
 - * 必須研修科目「監査の品質及び 不正リスク対応」研修教材 教材コード J030382



cpe 研修コード 3004

履修単位 1単位

31